

北区まちづくり懇話会傍聴要綱

制定 平成25年 4月 1日北区長決裁

改正 平成25年 8月22日北区総務企画課長決裁

改正 平成30年12月 1日北区総務企画課長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、北区まちづくり懇話会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、会議当日、会議の開会までに事務局に申し出、傍聴券（別紙様式）の交付を受けなければならない。

(傍聴の制限)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 凶器その他人に危害を加えるおそれがある物品を持っている者
- (2) 看板、張り紙、ブラカード、旗、メガホン等示威宣伝の用に供される物品を持っている者
- (3) 酒気を帯びていると認められる者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、会議の円滑な運営を妨げるおそれがある者

(傍聴人の数の制限)

第4条 北区まちづくり懇話会の会長（以下「会長」という。）は、傍聴席の都合その他必要があると認めるときは、傍聴人の数を制限することができる。

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議における発言に対して拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 会議の妨害になるような示威宣伝又は扇動に類する行為をしないこと。
- (3) 会長の許可なく撮影又は録音をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 会長の指示に反する行為をしないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(傍聴人に対する退場措置)

第6条 傍聴人が前条の規定に違反し、又は会議の運営を妨げるおそれがあるときは、会長は、これを制止し、その命令に従わないときは、退場を命ずることができる。

2 傍聴人は、前項の規定により退場を命じられたときは直ちに退場しなければならない。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年12月1日から施行する。

年 月 日

傍聴券

No. _____

- ※本傍聴券は、当日に限り有効です。
※再入場される際は、傍聴券の提示が必要です。

【北区まちづくり懇話会】